

金融資産の減損に関する経過措置等、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る7月30日、企業会計基準委員会は、第243回金融商品専門委員会を開催し、金融資産の減損プロジェクトにおける審議が行われた。

主な審議事項は以下のとおり。

経過措置

改正金融商品会計基準等の適用初年度における経過措置について、ステップ2（信用リスク

に関するデータの整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発）、ステッ

プ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基

準の開発）それぞれを採用した場合に分けて、検討が行われた。

(1) ステップ2を採用した場合

国際的な会計基準との整合性を重視したものであることから、IFRS9号「金融商品」

の経過措置に関する定めをベンチマークとして検討を行う。

① 遡及適用

遡及適用に関する経過措置の取り込み方として考えられる、次の2つの案が示された。

案1…IFRS9号と同様の定めを設ける。

案2…一律遡及適用を禁止し、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

事務局から金融資産の減損について事後的判断を使用しないことが困難であることを重視し

て、案2とする案が示された。

② SICRの判定

適用開始日において、当初認識以降にSICRの判定を行うにあたり過大なコストや労力が

必要となる場合のIFRS9号の救済措置（7・2・20項）と

同様の経過措置を設ける案が示された。

③ 分類および測定

IFRS9号の経過措置を取り入れるのではなく、改正金融商品会計基準案の変更点を踏ま

えた経過措置を定める方針が提案された。

適用初年度の期首において、実効金利法を遡及適用することが実務上不可能な場合には、改

正金融商品実務指針案で定める、手数料についての特例的な

会計処理をすることができるよう件を満たしているとみなすこと

ができるとする案が示された。

④ 適用開始に関する開示

IFRS7号「金融商品…開示」のうち、予想信用損失に関

連する定めの一部と同様の経過的な開示要求を、予想信用損

失適用指針において設けるとする案が示された。

(2) ステップ4を採用した場合

ステップ4については、固有の経過措置を追加しないとの案

が示された。

* 専門委員からは、特段の異論は聞かれなかった。

他の企業会計基準等

金融商品会計基準等の改正に

関して、次の企業会計基準等につ

いての改正・修正案が示された。

用減損債権」に関する情報を開示するよう改正する案が示された。

(2) 移管指針1号「ローン・パ

ティシペーションの会計処理

及び表示」

ローン・パーティシペーショ

ンの参加者の会計処理に関する規定について、実効金利法によ

る償却原価法に基づく会計処理を提案している改正金融商品

会計基準等に従う旨を定め、これにあわせて関連する結論の背景

を削除する修正案が示された。

(3) 修正基準案

その他、次の会計基準等の修

正案が示された。

・実務対応報告2号「退職給付

制度間の移行などの会計処理

に関する実務上の取扱い」

・実務対応報告6号「デット・

・エフティ・スワップの実行

時における債権者側の会計処

理に関する実務上の取扱い」

* 専門委員からは、賛成意見が

聞かれたが、(2)について「結論

の背景を削除するのではなく、

文言の置換えをとして残してはど

うか」との意見も聞かれた。

会計

公開草案「SASBスタンダード」の修正案等への対応、検討

—SSB—

去る7月29日、SSBJは第

55回サステナビリティ基準委員

会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

公開草案「SASBスタン

ダード」の修正案」および

公開草案「IFRS2号

の適用に関する産業別ガイ

ダンス」の修正案」への対応

国際サステナビリティ基準審

議会（ISSB）は、2025

年7月3日に、公開草案「S

ASBスタンダード」の修正案

および公開草案「IFRS

2号の適用に関する産業別ガイ

ダンス」の修正案」を公表した。

2つの公開草案の概要について

は、既報（本誌2025年8月

- (1) 賛否にかかわらず、SSB JとしてSSSBにコメントを提出することかどうか
- (2) その際、SSBJから提出するコメントは、基準設定主体の立場からコメントできる範囲でのコメントとすることが考えられる。
- ① 公開草案における修正に対するアプローチを含む、SSSBが産業別の開示要求を開発するにあたってのアプローチに焦点を当てることが考えられる。
- (i) たとえば、修正が及び産業の範囲の識別、相互運用可能性の考慮対象となる基準およびフレームワークの検討、SSSBのリサーチ・プロジェクトとの関係などが検討対象として考えられる。
- (ii) 修正の対象となっていない各産業に固有の提案内容については、関連する産業の利害関係者から直接SSSBに対してコメントが提出されることを想定している。
- ② SASBスタンダードおよびIFRS2号の産業別ガイダンスは、適用する

ことが要求されず、参照し、考慮することが要求されているものとして位置づけられているものであることを前提とする。

委員からは事務局の方針に賛

同の意見が聞かれた。その一方で、(2)①(ii)について、業界団体がSASBスタンダードの修正案が公表されたことやそれに対して自らコメントを提出する必要があることについてどれだけ認識があるのかといった懸念や、相互運用可能性の考慮対象として、GRIスタンダードやESRS、TNFDが挙げられているが、なぜそれらの基準にあわせるのか理由が不透明という意見も聞かれた。

事務局は、各産業に固有の提案内容についてはできる限り周知に取り組みとし、相互運用可能性を高めるためにGRIなどの基準にあわせる理由について、SSSBからは「相互運用可能性が高まるため」という説明しかなく、SSSBに確認していく必要があるとした。

また、次回にはコメント案の骨格を示して、大枠についての議論を進めていきたいとした。

会計・監査・開示 来し方行く末

上場企業に対する規制等 「CGコード」(2)

4-1

公認会計士
市川 育義

前回の「①資本コスト等を意識した経営」の続きとして、伊藤レポートの主な内容から解説することとする。

2014年8月に経済産業省から公表された、「『持続的成長への競争力とインセンティブ』企業と投資家の望ましい関係構築」プロジェクト（伊藤レポート）最終報告書」は、多くの日本企業の経営者や投資家等に影響を与えたといえる。

特に、持続的成長への経営改革に向けた提言として、「資本効率を意識した企業価値経営への転換」の項にある、「目指すべきROE水準と資本コストへの認識を高める」の内容は、現在でも記憶に新しい。

主なところの抜粋（伊藤レポート13頁）は、次のとおりである。

・ROEの水準を評価するに当たって最も重要な概念が「資本コスト」である。長期的に資本コストを上回る利益を生む企業こそが価値創造企業であることを日本の経営陣は再認識し、理解を深めるべきである。（略）個々の企業の資本コストの水準は異なるが、グローバルな投資

家と対話をする際の最低ラインとして8%を上回るROEを達成することに各企業はコミットすべきである。

・資本コストとは、企業と株主・投資家の間にある暗黙の信頼関係、期待、役割と義務を含む財務・非財務両面を総合して企業が認識すべきコストと言え、これに関する経営規律のあり方と責任の明確化が求められていると考えられる。したがって、資本コストには、経営陣のコミットメント、情報開示や投資家とのコミュニケーション、将来の不確実性リスク等が総合的に反映される。経営者が資本コストについて理解を深め、自社の基本的な考え方を示して投資家との建設的な対話を深めることが課題であり、こうした対話が資本コストの低下につながるという意識を持つことが重要である。

た。株価は市場が決めるため経営においてはあまり意識する必要はないといった思いが強かったように思われる。

これにくさびを打ったのが伊藤レポートにある前記の記述である。特に、資本コストはさまざまな要素が総合的に反映されるものであり、単純に計算できるものではないなかで、最低ラインとして8%を上回るROEを目指すべきという具体的な数値目標を示した意義は大きいといえる。

その結果、この10年でROEは上昇傾向にあるものの、上場会社全体としてみれば、8%を大きく上回ることなく伸び悩んでいる状況にある。東証2025年3月決算短信集計によれば、上場会社（プライム・スタンダード・グロース）のROE平均は、9.36（2025年3月期）、9.51（2024年3月期）となっており、10%の壁は厚いようである。よって、さらなる要請として、東証が2023年3月31日に「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等に関するお願いについて」を公表し、現在そのフォローアップを行っていることは周知のとおりである。

当時の多くの日本企業にとって、株主に対するコストは配当であり、業績が変動するなかにおいても、安定的な配当を行うことが上場会社としての使命であっ

監査事務所検査結果事例集・モニタリングレポートの公表—CPA AOB

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という）は、7月7日に「監査事務所検査結果事例集（令和7事務年度版）」（以下、「事例集」という）を、また、7月18日に「令和7年版モニタリングレポート」（以下、「モニタリングレポート」という）を公表した。

審査会では、毎年、監査事務所に対する検査で確認された指摘事項を事例集として、また、審査会が実施するモニタリングの状況や監査業界の現状などをモニタリングレポートとして取りまとめ、公表している。

また、循環取引やセキュリティリスクへの対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、「循環取引及びサイバーセキュリティリスクへの対応」を新たなコラムとして掲載している。

さらに、事例集の「検査結果の概要」や「求められる対応」をまとめた「要約版」については、図表の追加等の見直しを行い、事例集の概要把握や中小規模監査事務所内の研修資料として活用できるよう改善している。

「監査事務所検査結果事例集」のポイント

最新の事例を追加するとともに、検査で発見された監査上の不備が発生した背景等もできる限り理解しやすいように記載している。

「I. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」では、根本原因究明の重要性に鑑み、近時の検査における根本原因の究明および根本原因の事例を充実させている。

「II. 品質管理態勢編」では、改訂品質管理基準への対応に資するよう、旧基準により指摘した不備事例の根拠規定に新基準を参考情報として併記する等を行っている。

また、循環取引やセキュリティリスクへの対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、「循環取引及びサイバーセキュリティリスクへの対応」を新たなコラムとして掲載している。

さらに、事例集の「検査結果の概要」や「求められる対応」をまとめた「要約版」については、図表の追加等の見直しを行い、事例集の概要把握や中小規模監査事務所内の研修資料として活用できるよう改善している。

「モニタリングレポート」のポイント

「I. 監査業界の概観」公認会計士・監査法人の概況、改訂品質管理基準への対応状況について紹介している。また、監査業務の魅力向上に向けた取

組みや、公認会計士試験の運営等の見直しに向けた取組みについてもコラムで紹介している。

「II. 審査会によるモニタリング」モニタリング関係のデータを更新のうえ、検査を含む審査会のモニタリングの全体像を紹介している。令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の概要も記載している。

「III. 監査事務所の運営状況」監査事務所の組織体制、監査のIT化やグループ監査への対応を含む運営状況、会計監査人の異動や異動前後の監査報酬の状況等を紹介している。

「IV. 監査をめぐる環境変化への対応」近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向として、上場会社監査の担い手としての役割が高まっている中小規模監査事務所をめぐる動向やサステナビリティ情報の開示・保証の動向等を紹介している。

また、最近の各国における政治動向が企業会計や監査業界に与える影響についてもコラムで紹介している。

審査会としては、監査品質の向上と監査の信頼性が確保されるよう、事例集やモニタリングレポートを参考にしていたいただき、被監査会社等と会計監査人とのコミュニケーションが一層活発に行われることを期待している。

事例集およびモニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイトに（事例集： <https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20250707/20250707.html> モニタリングレポート： <https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20250718/20250718.html>）から参照することができる。

国際会計 売掛金と契約資産の信用損失の測定に関するASUの公表—FASB

去る7月30日、FASBは会計基準アップデート（ASU）2025-05「金融商品—信用損失（トピック326）」—売掛金と契約資産の信用損失の測定」を公表した。

ASU公表の経緯と概要

利害関係者は、「予想される信用損失を見積るにあたり、合理的で裏づけのある予測を作成するためのマクロ経済データの識別、分析、および文書化に関するコスト、複雑さ、および多大な労力が生じる」ことを指摘していた。

これに対応し、ASUは、次の改訂を行った。

(1) すべての企業
予想信用損失の見積りにあた

り、合理的で裏づけのある予測を作成するプロセスにおいて、貸借対照表日現在の状況が資産の残存期間中変化しないと仮定する実務的な簡便法の選択を認める。

(2) 公開事業企業以外の企業（私企業）

貸借対照表日以後の回収活動を考慮に入れて予想信用損失を見積る会計方針の選択を認める。

適用関係

ASUは、2025年12月16日以降開始する年度から、将来に向かって適用される。早期適用は認められる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年 7月30日	租税調査会研究報告 42号「欠損金に関する 論点整理」	JICPA	法人税制上の欠損金に関して、過去の税制改正の経緯を考慮し、実務上の留意点等を取りまとめたほか、諸外国における欠損金に係る税制とわが国の制度との比較検討を行うことで、税務実務の参考とされるべく取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250730ibc.html
2025年 7月30日	「会計監査人非設置会社の 監査役の会計監査マ ニュアル(第3版)」	日本監査役 協会	中小規模会社の監査役等を対象とした実務支援の一環として、監査役の会計監査の基礎や実務についてまとめたものの改定版。今回の改定では、「会計監査人非設置会社の監査役のための会計・監査基礎用語」の刷新や、チェックリストの見直し、IPO準備会社を意識した記載の拡充などが行われている。 https://www.kansa.or.jp/news/post-14263/

金融

米7年債入札好調が示す安全資産
選好の強まり

米国財務省が7月29日に実施した7年債入札は、市場の予想（最高落札利回り4・10％前後、応札倍率2・5倍程度）を上回る好調な結果となった。実際には、最高落札利回りが4・092％となり、応札倍率（2・79倍）も直近平均を大きく超えた水準だった。供給増による金利上昇圧力が意識されやすくなかで、大型入札にもかかわらず長期金利はここ数週間で最低水準まで低下し、10年債利回りは4・33％となった。債券市場のこうした動きは、安全資産を愛好する動きの強まりを反映しており、リスク回避姿勢が広がっている可能性を示している。

為替市場ではこの結果を受けてドル売りが優勢となり、円高方向に振れる場面がみられた。米連邦準備制度理事会（FRB）の政策運営が引き続き注目されるなか、金利や為替の変動が不安定になりやすい地合いが続いている。

背景にあるのは、米国経済の減速観測と、金融引締めが最終局面に差し掛かっているとの市場の見方だ。足元の経済指標には一部弱い動きもみられ、利上げ効果の蓄積が実体経済に及び始めているとみる向きがある。FRBの今後の対応がこれ以上の利上げに慎重な姿勢をにじませるものであれば、長期金利はさらに低下する可能性がある。

一方で、インフレ抑制に軸足を置いたメッセージが続けば、金利再上昇の余地も残されており、市場の反応は流動的だ。加えて、日本国内では金融政策の変更を促すようなインフレ圧力が乏しく、日米の金利差縮小が円高方向の圧力として意識されやすい構図となっている。特に今回の米国債入札の結果は、需給バランスの安定感とともに、投資家が政策リスクの顕在化に備え始めた可能性を示唆する。

為替市場においては、ユーロ圏の成長不安や中国経済の調整局面も重なり、短期的にはドル売り・円買いが選好されやすい相場の状況にある。政策金利やインフレ見通しをめぐる市場との対話が、今後の市場の方向性を左右する局面に入っている。

日米関税交渉の妥結が発表されたのは、参議院選挙で自公与党勢力が議席過半数維持の目標を下回るという大敗を喫した直後だった。選挙の結果は、石破首相の退陣につながると予想されたが、首相は妥結されたばかりの日米関税交渉の同意内容を実行する責任があると主張し、続投を宣言した。こうした主張は、自民党内の首相退陣論にとつて意表を突かれた形となり、政権与党の今後の方向性がみえにくくなってきた。自民党の混迷は政界全体を巻き込み、一段と多党化が進んできた日本政治の展開を予想しにくくしている。

証券

結果オーライの7月の株式市場

米米関税交渉の妥結が発表されたのは、参議院選挙で自公与党勢力が議席過半数維持の目標を下回るという大敗を喫した直後だった。選挙の結果は、石破首相の退陣につながると予想されたが、首相は妥結されたばかりの日米関税交渉の同意内容を実行する責任があると主張し、続投を宣言した。こうした主張は、自民党内の首相退陣論にとつて意表を突かれた形となり、政権与党の今後の方向性がみえにくくなってきた。自民党の混迷は政界全体を巻き込み、一段と多党化が進んできた日本政治の展開を予想しにくくしている。

株式市場にとつて7月の注目イベントである日米関税交渉の結果は株価を大きく押し上げ、参議院選挙の与党大敗に株価は1日だけ若干マイナスとなったものの、7月に日本株価は日経平均が今年最高値をつけ、TOPIXが過去最高値を更新した。

なお、株価水準という点では、世界各国の株式市場が最近、過去最高値を更新、あるいは接近する展開となっている。4月始めに米大統領が貿易相手国すべてに高い相互関税率の宣告をしたとき、世界同時の株価暴落となった。しかし、米大統領は高い相互関税の実施を一部にとどめ、残りの税率の実施を90日延期（7月にさらに3週間延長）、その間に最終的な関税率の交渉をするとした。日本は7月23日に相互関税率を25％から15％とすることで同意が成立した。

世界の株式市場の株価は4月始めの暴落以降、米国との関税交渉の進展をみながら緩やかな回復を続け、7月下旬に関税交渉がまとまった段階ではいつのまにか過去最高値を更新していた。懸念された7月、日本株式市場は結果オーライというほかない幸運に恵まれたといえる。

しかし、相互関税の引上げの影響はこれから本格化する。最も懸念されるのは、世界経済の動向である。そして、世界経済が変調をきたしたとき、日本の政治・政策は敏速・適切に対応できるか。弱体化した政治の実情を踏まえると、予断は許されないだろう。